

海南市ブロック塀等撤去改善事業補助制度のご案内

地震によるブロック塀などの倒壊により、人的被害や、避難時の通行の妨げとなることを防止するため、危険なブロック塀などの撤去費用や撤去後の軽量の塀（フェンスなど）の新設費用の一部を補助します。

補助対象となる塀

- ・コンクリートブロック造、レンガ造その他これらに類する塀および門柱など
- ・市内にある道路や公園などに面する高さ 0.6m以上のもの

補助対象者

- ・対象となる塀を所有している方
- ・市税を完納している方（ただし、下記②の事業を行う場合に限る。）

補助対象事業・金額

下記①および②を合計した金額に **3分の2を乗じた額（最大 30 万円）**

	補助対象事業	金 額（下記のいずれか低い金額）
①	ブロック塀等の撤去	・ 撤去費 ▪ 1 万 6 千円 × 撤去するブロック塀等の長さ（m） ▪ 1 万 3 千円 × 撤去するブロック塀等の面積（㎡）
②	ブロック塀等の撤去に伴う軽量の塀等の新設	・ 軽量の塀等の新設費 ▪ 2 万 4 千円 × 新設する軽量塀等の長さ（m） ▪ 1 万 6 千円 × 新設する軽量塀等の面積（㎡）

※長さは 10cm 未満、面積は 0.1 ㎡未満をそれぞれ切り捨てます。

申込方法

- （１）事業の着手（契約・発注）前に「事前相談書」を提出。
- （２）事前相談で市の担当者による現場確認などの結果、補助対象と確認された場合、「補助金交付申請書」などを提出。

受付期間 **令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 12 月 26 日（金）**

※工事は令和 8 年 1 月 30 日（金）までに完了してください。

※予算額の範囲内での交付となりますので、予算額に達した時点で受付を終了します。

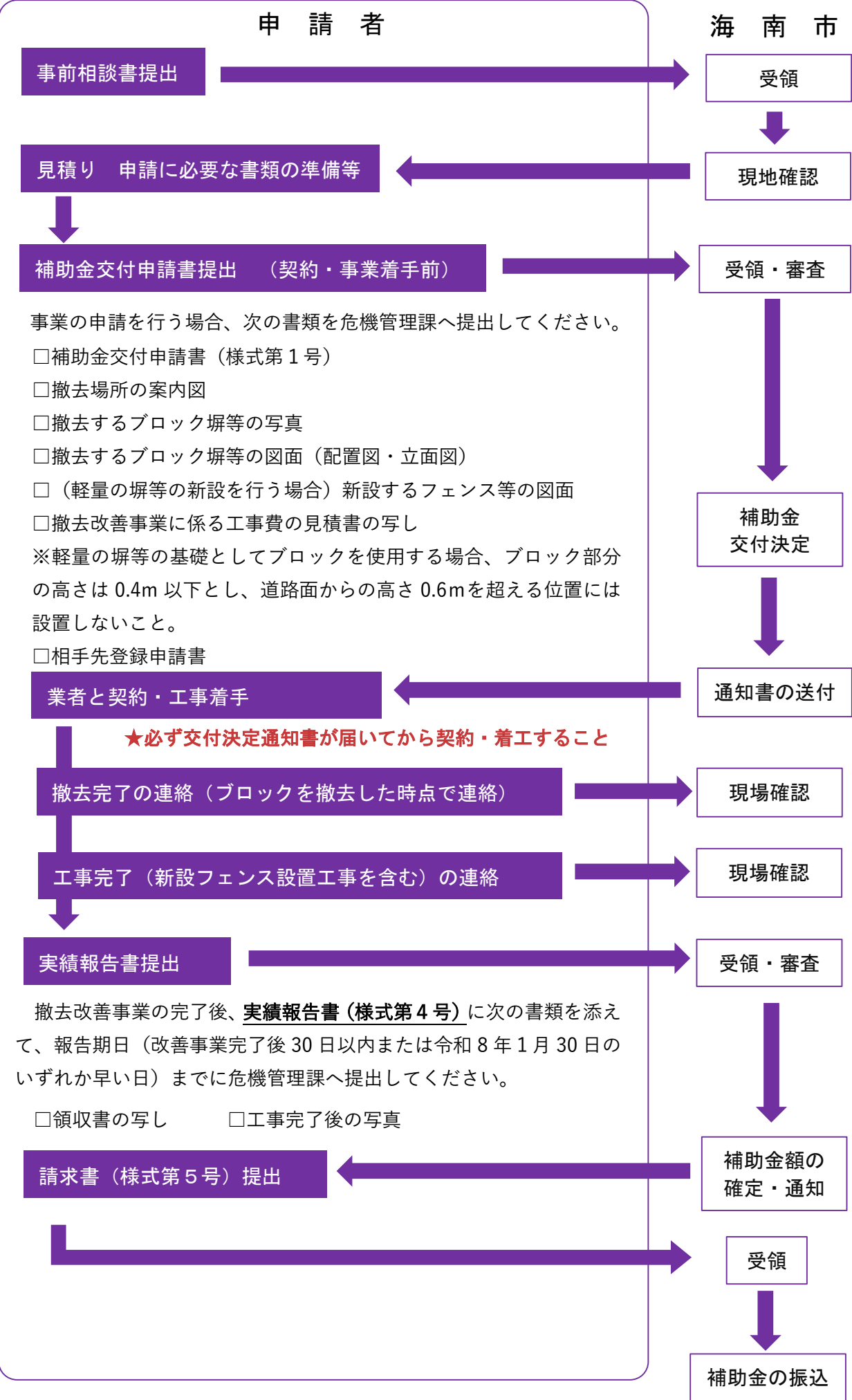
注意事項

補助金交付決定前に着手（契約・発注）した場合は、補助金の対象となりません。また、本事業は補助金の代理受領制度が利用いただけます。

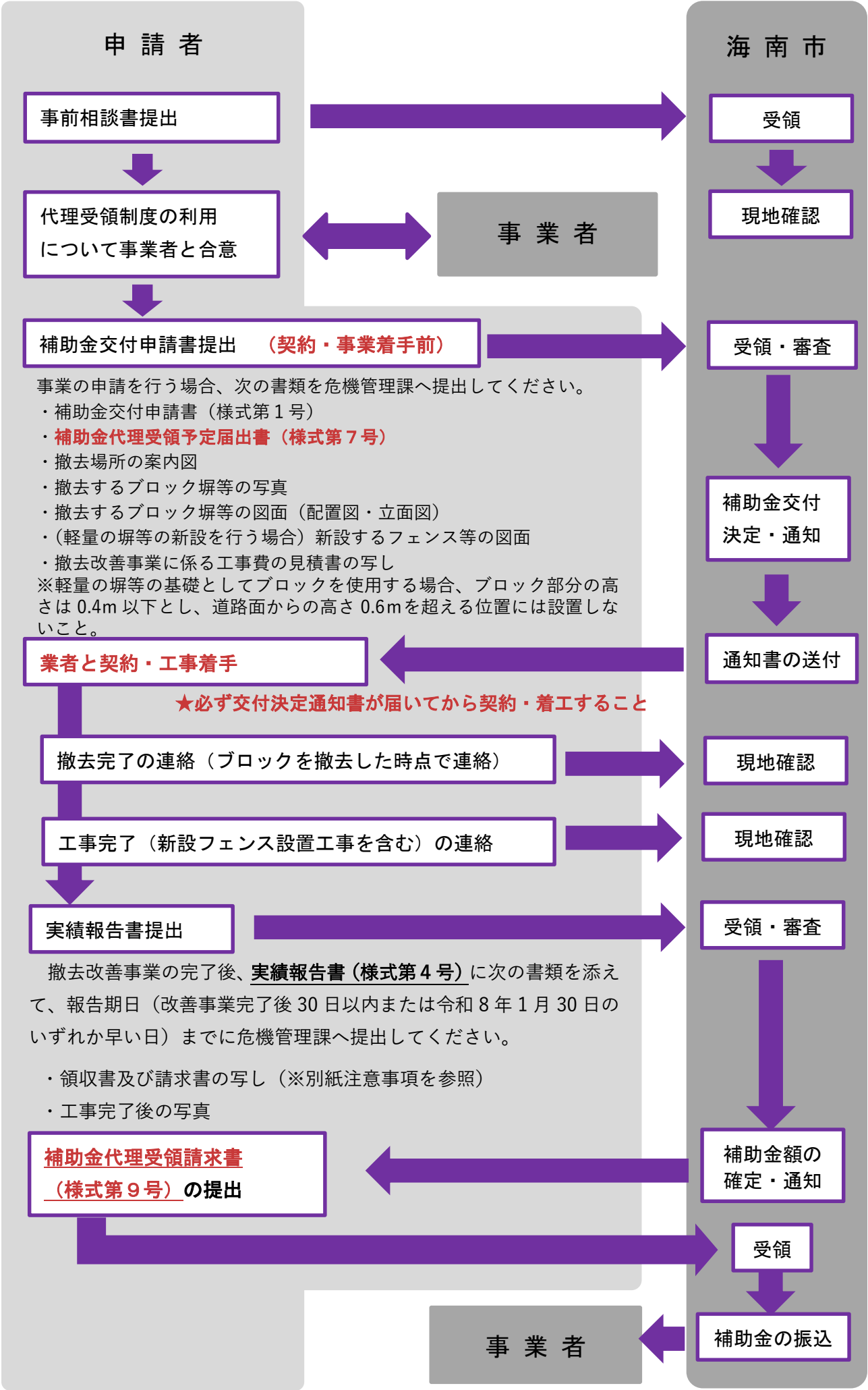
提出・問い合わせ先

海南市危機管理課（市役所 3 階）〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11 番地
TEL：073-483-8406 FAX：073-483-8483 E-mail：kikikanri@city.kainan.lg.jp

補助制度の手続きの流れ



補助制度の手続きの流れ（代理受領制度を活用する場合）



補助金の代理受領制度を活用する場合の注意事項について

※代理受領制度の活用については、事業者との合意が必要となります。

※代理受領制度を利用した場合の領収書等については以下の注意点を守っていただくよう申請者の方から事業者に依頼してください。

■完了報告時の領収書（写し）の提出について（代理受領制度利用時）

▶領収金額は、必ずブロック塀撤去等費用（総額）から補助金額を差し引いた金額としてください。

例）事業費の総額が 55万円 、補助金の交付決定額が 30万円 の場合で、代理受領制度を利用する場合、申請者あての領収書の金額は、“25万円” となります。

領収書	
年 月 日	
〇〇〇〇 様	
¥ 2 5 0 , 0 0 0 円	領収書の金額は、補助金分を差し引いた金額となります。（必須）
但し、ブロック塀等撤去事業費用（補助金代理受領分を差引）として上記金額を領収しました。	但書に補助金分を差し引く旨の内容を記載してください。
株式会社□□	